

## ■【給与】住民税 操作のポイント

6月は給与計算「住民税」の金額を変更する月です。

6月の給与データ入力を行う前に確認いただきたい項目や、設定についてご案内します。

住民税

～ 「会社設定」タブ内

ステップ1：社員の入社や転居等により新たな納付先がある場合には、この画面で市区町村を追加登録。

ステップ2：下記を参照し、「新しい住民税(6月分)」を、本年何回目の給与から控除開始するのかを設定。

### 📖 「住民税6月分 控除開始月」設定のポイント

PBS【勤怠情報】 年末調整期間	支給日基準とする場合 (例:5/25 締め6/5 支給を初回とする)	締め日基準とする場合 (例:6/25 締め7/5 支給を初回とする)
1月～12月	<input checked="" type="checkbox"/> 6回目で控除	<input checked="" type="checkbox"/> 7回目で控除
2月～1月	<input checked="" type="checkbox"/> 5回目で控除	<input checked="" type="checkbox"/> 6回目で控除

翌月払いの会社では、PB システムにおける年末調整期間をもとに会社の基準に沿って選択します。(当月払いの会社は「6回目で控除」を選択してください)

住民税一覧

～ 「社員設定」タブ内

ステップ3：社員ごとに納税市区町村をプルダウンで選択のうえ、6月以降の住民税額を入力。

(※ここで登録された金額が、給与データ入力の控除項目「住民税」へ連動されます。)

### 📖 社員の住民税額 入力のポイント

最上位行(6月分)に入力した金額が12行目まで自動反映されます。

7月以降の金額が異なる場合は、2行目に金額を入力し、以降の金額を反映させてください。

## ■【お知らせ】NMC通信 第32号を本日発送いたします。

会報誌「NMC通信」第32号を発送させていただきます。皆様の事務所にご到着まで、楽しみにお待ちください！



『私書箱』の活用事例や、サポート事例が満載！

(主な掲載内容)

- ・二代目所長が主導する業務改革に、『私書箱』が大活躍！？
- ・ここまでやります！エヌエムシイの『私書箱』導入支援

「NMC通信」は、ホームページでもご覧いただけます。  
バックナンバーも掲載中！

NMC ジャーナル



<https://nmc-ao.jp/journal/>